

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成24年10月26日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 山田委員
- 4 欠席委員 坂本委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成24年10月26日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項  
平成24年度横浜市立高等学校第三者評価結果について ほか
- 3 請願審査  
受理番号12 教科書に関する請願書について
- 4 審議案件  
教委第36号議案 横浜市における小中一貫校の基本方針（中間まとめ）について  
教委第37号議案 平成25年度横浜市立高等学校入学者の定員について  
教委第38号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。本日は坂本委員がご欠席との連絡を受けております。初めに会議録の承認を行います。9月28日の会議録の署名者は中里委員と奥山委員です。また、10月9日の会議録の署名者は間野委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付しておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。  
次に議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

- 10/16 決算第一特別委員会（採決）

まず、市会の関係ですが、今月の16日に決算第一特別委員会の採決がございました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 10/16・17 第62回横浜市立小学校体育大会

(2) 報告事項

- 平成24年度横浜市立高等学校第三者評価結果について

それから、市教委の関係では、主な会議等として、今月16日と17日の2日間にわたって第62回横浜市立小学校体育大会が日産スタジアムで行われております。小学校6年生、約32,000人が参加をし、今田委員長、林市長の出席のもと、盛大に開催されたところでございます。

報告事項でございますが、平成24年度の横浜市立高等学校第三者評価の結果について、この後、担当課からご説明させていただきます。以上でございます。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。  
よろしいですか。それでは、特にご質問がなければ、先ほど教育長より別途所管課から説明とありました「平成24年度横浜市立高等学校第三者評価結果について」、説明をお願いします。

高橋指導部担当部長 指導部担当部長の高橋でございます。

高橋高校教育課長 高校教育課長高橋でございます。

高橋指導部担  
当部長

横浜市立学校の管理運営規則に基づきまして、毎年実施しております、市立高等学校の第三者評価を本年度も実施いたしました。その評価結果について、お手元の資料としてまとめましたので、これにつきまして、ご報告をさせていただきます。

高橋高校教育  
課長

それでは、よろしくお願いたします。お手元の平成24年度横浜市立高等学校第三者評価結果でございます。表紙をおめくりいただきまして、「はじめに」がございます。その「はじめに」にございますように、横浜市立高等学校の学校評価は、法令に基づく自己評価と学校関係者評価に加えて、平成21年度より第三者評価を活用した学校評価を実施してまいりました。

その目的は、学校に直接かかわりを持たない専門家等が、各高校が行った自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえて、教育活動及び学校運営に対して、専門的、客観的立場から評価を行うことにより、学校運営の改善を促すこととしております。

それでは、「はじめに」をおめくりいただきまして、目次の次の2ページでございます。2ページの1には、今申し上げた横浜市立高等学校の学校評価の体系を全体として図示しております。

図の下の2には、今年度、平成24年度の経過がございます。自己評価書等が提出された後、6月11日に書類調査を実施いたしました。

1ページおめくりいただきまして3ページの上でございます。その書類調査に加えて、6月25日、7月3日、7月6日の3日にわたりまして、横浜サイエンスフロンティア高校、みなと総合高校、東高校については訪問調査を実施していただきました。第三者評価者の方々からいただきました書類調査と訪問調査の評価につきまして、所管課である高校教育課が事務局として取りまとめたものが、この第三者評価結果でございます。

それでは、4ページからの評価結果でございます。お時間も限られておりますので、抜粋してご説明させていただきます。5ページ、6ページに概要がございます。1の概要のところは、横浜市立高等学校教育振興プログラムの目標及び重点施策に基づいて各学校の評価の中から要点を整理してまとめたものでございます。

また、6ページの下段に2といたしまして、教育振興プログラムに示されていない項目について記載がございます。やはり第三者評価者の方々から評価していただいた内容について抜粋して掲載しております。

7ページから14ページまでは学校ごとに各校1ページずつ「優れた取組」と「改善すべき課題」に整理して、いただいた評価結果を取りまとめております。そして、それをもとに、最後に総合所見を加えております。

続きまして、15ページからは、訪問調査校の評価結果について記載しております。訪問調査校につきましては、各校4ページずつ取りまとめております。訪問調査は、第三者評価者の方々に3名ずつに分かれていただきまして、ほぼ1日をかけて、生徒や教職員にヒアリングを行うなど、丁寧に調査し、評価していただいております。例えば、15ページの横浜サイエンスフロンティア高校の、2教育活動の状況の(1)教育課程の状況のところ、**「優れた取組」**の中には、生徒の好奇心や知識欲を刺激し、科学研究への意欲を掘り起こすような学校環境づくりやカリキュラム編成が行われているとあります。これは実際に授業を見学していただいた上でのご講評等をお願いしているものです。他にもいろいろと学校を訪問していただいたからこそその評価を随所にいただいております。

時間も限られておりますので、ご覧いただければと思います。

最後に27ページでございますが、この第三者評価結果をどのようにこれから活用していくかということについて取りまとめております。3段落目でございますように、教育委員会では、今回評価していただいた内容について各学校と協議を行い、市立高校の学校運営の改善、学校教育の充実を図るために、学校と連携しながら、今後の取組・調整を進めてまいりたいと考えております。また、取組案の例等も記載しております。以上、要点のみの説明でございますが、よろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。既にご覧になっておられると思いますが、ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

2ページのところですが、自己評価を市立高等学校9校はPDCAサイクルに乗った形で行うわけですね。これは自己評価で、3月でA(アクト)をして、新年度の4月からはP(プラン)がまた始まっていくわけですね。したがって自己評価のPDCAサイクルを行った結果をもとに、新しいプランが4月からスタートしますが、第三者評価が行われるのは、期間でいうと4月から8月までですね。つまり、せっかくの第三者評価の結果がありながら、結局自己評価の中でのプランがもうスタートしていつてしまっているわけですね。この辺りは、民間企業などからすると、何かスローペースである気がします。第三者評価の結果をさらに1年遅れた形でしか生かせられないのかなど。あるいは、第三者評価が出たところで、各学校で軌道修正であるとか、細かいPDCAサイクルの循環が早まっていくのかどうかとか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

高橋高校教育課長

まず、各学校がつくる新年度の学校経営計画、あるいは、学校経営方針等につきましては、確かに1年遅れになるのですが、前年度に第三者の方からいただいた改善の提言等を踏まえた形で、改善方針をつくるようにしております。自己評価にもそれを記載するようにしております。ただ、年度途中で、例えば今回、前年度のものについて、第三者評価結果を実施していただきましたが、すぐに取り組めるようなことについては、各学校の中でも努力はしております。

中里委員

なかなか難しい問題だろうと思いますが、この第三者評価を含めたものが1年の中で行えると理想的ですね。やはり、子どもたちも卒業してしまいますし、教員も異動してしまうので、人が入れ替わってしまいますよね。ですから、本当は第三者評価を含めて、一年間のサイクルの中で納まれば、新年度のPに反映できるのではないかと思います。評価というものは、非常に大切なもので、評価することによって、気がつくこともたくさんありますし、ましてや第三者の方に評価を伺うと、よい面がたくさんあるのですが、くれぐれも評価のための評価にならないような形で生かされて、学校がたくましくなっていけるような、学校の力をつけられるような、そういう評価になってほしいなと思っております。

今田委員長

ほかにありますか。どうぞ。

間野委員

大変な作業お疲れさまでした。これは、学校教育法と施行規則では、第三者評価まで定められておらず、市立学校の管理面に関する規則をこの教育委員会で定めて独自にやっているということですが、この第三者評価でしか分かり得なかった結果、つまり自己点検評価では把握できたが、第三者評価をやらないと分からなかった結果というものは、端的にこの中で言うとどこになるでしょうか。

高橋高校教育課長	<p>訪問調査をしていただいている学校は、第三者の方々から、丹念に聞き取り等を行っていただいております。例えば、実際に生徒にヒアリングをしていただいた上での評価、16ページの生徒の状況の「優れた取組」のところの「問題を抱えている生徒について、全教職員で情報を共有し、理解する取組や個別指導によって問題を早期解決している。」というところであるとか、一方で、「改善すべき課題」のところで「生徒の心のケアをさらに充実させる必要がある。」というご指摘をいただいておりますが、これは、やはり生徒との具体的なヒアリングであるとか、教職員から聞き取りを行った結果のご指摘でございます。</p>
間野委員	<p>そうだと思いますが、生徒の心のケアをさらに充実しなきゃいけないというのは、別に第三者じゃなくて、自己評価でも分かっているはずなので、第三者評価でやって初めて分かった、気づかなかったような点というのを、さらに強調していただけると、この評価の意味というものが、さらに増すのではないのかなと思います。あるいは、そういう点に絞ってのみ評価をしてもらうようにすると、作業負担というものがもう少し軽減できるのではないかなと思いました。以上です。</p>
高橋指導部担当部長	<p>例えば、11ページをご覧くださいますと、これは、書類調査校の結果でございますが、冒頭部分、「改善すべき課題」の表記のところに、学校は自己評価の中で、精一杯やれているという評価があったと思いますが、第三者評価では、課題解決の際に、迅速かつ大胆な取組が必要であるというご指摘をいただきました。この辺りは、確かに外部からの目で見ただけかなければ分からなかったところかなと思いますので、こういう部分を大事にしていきたいなと思っています。</p>
今田委員長	どうぞ。
奥山委員	<p>多分関連になると思うのですが、今回、訪問調査に行っている学校が3校ですよ。この3校を選んだ理由というのはもちろんあるのだろうと思いますし、これはまた、年によって、訪問調査校を変えて、継続して見ていくということだろうと思うのですが、訪問調査を行うことで、第三者評価の見方等が、より明確になったというようなことがありますでしょうか。</p>
高橋高校教育課長	<p>まず、訪問調査校の選び方でございますが、平成21年度から毎年3校ずつでございます。今年度については、サイエンスフロンティア高校だけが未実施ということでまず1校です。そして、東高校、みなと総合高校は2巡目に入っております。できる限り学科等のバランスをとって、普通科1校に総合学科という形で選んでいくということでございます。</p> <p>それから、訪問調査ならではのご指摘があったかということについてですが、文面、文章上どこかということになりますと、聞き取った上での様々な指摘を、まとめる際に総括的に書いてしまった部分がございますので、文面では少し出てきにくくなっております。</p>
高橋指導部担当部長	<p>今年のこの評価結果のまとめには、鮮明に書いてある箇所が余り明確に出ていないところもありますが、これまでの例で言いますと、特に、第三者評価者の目から見て、学校だけの取組だけではなくて、教育委員会の支援や協力も必要であるという点について、ご指摘をいただいております。そのような点で、非常に意義が出てきているのではないかなと思っています。</p>

奥山委員	そうですね。訪問調査において実態を知ることや、現場の生の声を聞けるということもあると思いますので、その辺りについてもう少し、訪問したからこそ見えてきたのだというところを記載されていると、分かりやすいかなと思いましたので、よろしく願いいたします。
今田委員長	私から一ついいですか。なかなか当事者では言いにくいことかもしれませんが、自らの評価と学校関係者評価に加えて第三者評価がありますが、第三者評価を毎年やるのが、本当に効果があるのかどうかという点も踏まえて、その辺りは何年に1回というような形で第三者評価をやっていくのも、事務作業との兼ね合いで検討してもいいのではないのでしょうか。自らの評価、学校関係者評価を今後行っていく上で、第三者評価については毎年、全部の学校に行く意味があるかどうか、やはりよく内部で議論をして、その効果のあるようなところ、サイクルをどのようにやるのか、毎年やるのがいいのか、何年かに一回やるのがいいのかを検討してもらいたいと思います。その結果毎年やるほうが効果が高いということであれば、それでいいのですが、もう少し柔軟に考えてもいいのではないかと思います。それはまた内部で議論をしていただければと思います。 他にございますか。それでは、ご質問がなければ、議事日程に従い、請願審査に移ります。受理番号12の請願書について、審査を行います。所管課から説明をお願いします。
吉原指導主事室長	指導主事室長の吉原でございます。受理番号12の請願書につきまして、考え方をご説明申し上げます。受理番号12番は、横浜市教育委員会により行われた横浜市立学校使用教科書の採択の手続に関する内容であり、教育長専決になる請願及び陳情と判断されます。以上でございます。
今田委員長	本件について、所管課から説明がありましたが、何かご質問はございますか。よろしいですか。 特にご意見等がなければ、受理番号12は教育長専決としてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	では、受理番号12については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いします。 以上で請願審査を終了します。 次に議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。
重内総務課長	はい。10月17日、平和と教育を考える都筑区民の会から教科書に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。 受理番号9の要請書につきましては、教育長専決にて、10月18日に回答しましたことをご報告いたします。 次回の教育委員会定例会は11月13日火曜日午前10時から開催する予定ですので、よろしく願いいたします。 以上でございます。

<p>今田委員長</p>	<p>皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会定例会は11月13日火曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。</p> <p>それでは審議に入ります。教委第36号議案「横浜市における小中一貫校の基本方針（中間まとめ）について」、所管課から説明をお願いします。</p>
<p>吉富教育政策推進室長</p>	<p>よろしくお願ひいたします。教育政策推進室長の吉富でございます。</p> <p>では、教委第36号議案「横浜市における小中一貫校の基本方針（中間まとめ）について」、ご提案いたします。</p>
<p>吉富教育政策推進室長</p>	<p>1 ページおめくりいただきまして、2 ページをご覧ください。現在横浜市では、小中一貫校として、金沢区の西金沢小中学校、緑区の霧が丘小中学校がごさいますが、今回の提案理由といたしましては、小中一貫校の設置拡充に向けて、横浜市における小中一貫校の基本方針（中間まとめ）を取りまとめましたので、ご提案するものでございます。内容につきましては、樫原担当課長のほうからご説明いたします。</p>
<p>樫原教育政策推進室担当課長</p>	<p>担当課長の樫原でございます。それでは私から横浜市における小中一貫校の基本方針（中間まとめ）案について、説明をさせていただきます。少々長くなってしまいかもしれませんが、ご了承ください。</p>
<p>樫原教育政策推進室担当課長</p>	<p>まず、小中一貫校という定義ですが、横浜においては、横浜型小中一貫教育というものを進めております。横浜型小中一貫教育とは、小中間の連携を深め、小中一貫カリキュラムに基づく9年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図るための連続性を図った教育活動のことでございまして、既存の中学校区を基本として、現在142の小中一貫教育推進ブロックにおいて実践をしているものでございます。一方で、小中一貫校については、小中一貫教育推進ブロックの中でも特に、同一または近隣の敷地に位置する小中学校において、小中一貫した特色ある教育課程を編成し、そこでの教育実践の集積や情報の発信から小中学校が連携した教育の推進に資する観点から設置するものでございまして、今、吉富から話がありましたように、現在、西金沢小中学校と霧が丘小中学校の2つがごさいます。</p>
<p>樫原教育政策推進室担当課長</p>	<p>続きまして、今回の基本方針を検討するに至った背景でございます。もともと、平成23年1月に策定されました横浜市教育振興基本計画の重点取組の一つとして、小中一貫校の設置拡充への検討というものを位置づけております。</p>
<p>樫原教育政策推進室担当課長</p>	<p>2点目に横浜型小中一貫教育の充実発展というところでございまして、これまで横浜型小中一貫教育というものを推進してさまざまな取組を行ってまいりましたが、今後、小中一貫校での活動を通じて、また小中一貫教育推進ブロックでどういう取組を新たに検討すべきかということを考える必要がございます。</p>
<p>樫原教育政策推進室担当課長</p>	<p>3点目として、国の動向ということですが、もともと小中一貫校につきましては、幾つかの先行する自治体が地方公共団体独自の取組として実施してきたところでございます。この度、国の中央教育審議会においても、小中連携、一貫教育について検討され、今年度中に小中一貫教育制度というものが創設される見込みになったということで、改めて本市の小中一貫校について見直した上で今後の方向性を検討する必要があるということでございます。その過程におきましては、現在2校ごさいます小中一貫校の検証と、小中一貫校を設置している自治体の事例の調査をさせていただきました。裏面に小中一貫校2校の概要と、そこでの成果と課題について、記載をさせていただいておりますので、こちらをご覧くださいければと思います。</p>
<p>樫原教育政策推進室担当課長</p>	<p>表に戻っていただきまして、こうした点を踏まえまして、小中一貫校の設置目的及び今後の方向性ということでのどのようなことを考えているかということを書いて</p>



載しております。小学校と中学校が同一または隣接の敷地でかつ一体化された組織のもと、9年間の連続した特色ある教育活動を展開することにより、横浜市の学校教育全体の質の向上を図るところが小中一貫校の設置目的に今後なっていこうかと思えます。

具体的には、以下の3点をねらいとするものでございまして、1点目としては、横浜型小中一貫教育のモデル校として、より先進的な横浜型小中一貫教育の研究・実践ということと、それに伴う成果の発信を行うということ。

2点目としましては、小中一貫校であることの特徴、つまり、小中一貫校というのは、9年間の見通しがほかの学校に比べて立てやすいということがございますので、そうしたメリットを生かして、横浜の教育課題についての研究・実践とその成果の発信ということを考えていくということ。

3点目は、各学校における横浜型小中一貫教育の充実・発展ということで、この点につきましては、他の小中一貫教育推進ブロックと同様になっております。

そして、この意味で、全市的に成果を発信していくという観点、こういった目的を達成するためには、現在の西金沢、霧が丘の2つ小中一貫校に加えて、地域のバランスも考慮しながら、小中一貫校の設置拡充を目指すことが適当だと考えております。

続きまして、小中一貫校の形態でございますが、具体的には、1つ目はまず全ての子どもたちに対して、一貫した方針により9年間の教育を行うため、1小1中、これはつまり、1つの小学校から1つの中学校に進学する形態のことでございますが、要はこれを基本とした小中一貫校にしたいと思っております。これは現在の西金沢小中学校、霧が丘小中学校についても同様でございます。

2つ目は組織としての一体性を重視する観点から、一体型または併設型を基本としたいと思えます。ただし、小中一貫校設置の過程において、暫定的に施設が分離されているということは考えられると思っております。

続きまして、小中一貫校の概要ですけれども、通学区域につきましては、これは他の学校と同様に、現在の住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度というものを基本とするということでございます。ただし、各学校の事情も勘案しながら、通学区域特認校制度も活用することも考えられるということで、現在は西金沢小中学校については、通学区域特認校制度を採用しております。

2点目は学校施設についてですが、これは、横浜市としては、やはり運動場、体育館というものは、小学校部分及び中学校部分のそれぞれが別個に活動できるというような施設というものが必要だということで、それを確保するという事になっております。

3点目は、学校運営協議会ですが、地域と一体となって学校運営の改善や児童生徒の育成に取り組むため、小中合同の学校運営協議会を設置する。これは現在ある2校についても小中合同の形で設置をされております。

4点目が学年のまとまりということでございまして、小中一貫校をほかに設置している自治体では、例えば4-3-2でやるとか、5-4でやるとか、ある程度固まりをつくって行っているというところもありますが、横浜市においては、横浜型小中一貫教育の考え方は、9年間が一体となったということでございますので、4-3-2とか、5-4だとかということを教育委員会として決めるのではなくて、基本的には9年間が一体となったということを基本に各学校の判断で決めるものとするということになっております。

5点目が教育課程の特例でございます。小中一貫校においては、現在は国の教育課程特例校制度を活用して、一部教育課程の特例を置いておりますが、今回、制度改正によって、小中一貫教育制度、これは仮称でございますが、そういった

ものによる教育課程の特例を活用することができて、その判断というのは、国ではなくて、設置者である横浜市教育委員会で判断するということになる見込みですので、そうした特例についても、活用することができるというようにしたいと思っております。ただし、教育課程の特例を活用するか否かということは、基本的には各学校がどういう研究・実践をするかというところに照らし合わせて、必要性がある場合には、基本的には教育委員会事務局が各学校と調整した上で判断するというようになっております。

ここに書かれていないその他、学校運営に係る項目については、それぞれの小中一貫校の地域性や物理的な状況などを踏まえて検討するというようにしております。

続きまして、教育委員会の支援についてですが、これは、1点目はまず小中一貫教育推進ブロック非常勤講師の配置でございます。現在でも西金沢、霧が丘の小中一貫校につきましては、非常勤講師を1人配置しておりますが、ここについては、改めて小中一貫校として、恒常的に配置をするということになっております。

2点目は、人事異動の特例ということですが、同一小中一貫校内における小学校部分から中学校部分への配置換及び中学校部分から小学校部分への配置換については、特例的に扱うこととします。具体的にお話ししますと、例えば、1つの小中一貫校の中で、小学校と中学校の両方の免許を持っている教員を、小学校6年生からそのまま、小中一貫校ということで、中学校1年生に持ち上がらせたいと考えた場合に、今の制度では、小学校は小学校、中学校は中学校ということで、別な学校になります。別の学校になるということになりますと、例えば異動の年限というのがあって、何年で動くとか、何年以上はられないとか、そういう別々な学校として扱われることになるものですから、そうではなくて、小中一貫校として1つの学校なんだというルールのもとに、特例的な扱いをする。例えば小学校6年生から中学校1年生に行ったとしても、その部分は通常の人事異動とは別の扱いにするようなことを考えております。

3点目ですが、方面別学校教育事務所による指導・支援ということですが、学校教育事務所というのは、指導主事の派遣等による小中一貫校の実施する特色ある教育活動、先ほど申し上げましたような横浜型小中一貫教育のモデルですとか、小中一貫校の特徴を生かした研究・実践、こういったものに対する指導支援を行うとともに、成果の発信という部分についても積極的に支援をするということになります。

最後に、今後の取組についてです。対象校につきましては、これから検討をすることになりますが、新たな小中一貫校の設置は、現在小中一貫校が設置されていない横浜の東側、東部方面及び西側、西部方面を中心に検討をするということになります。原則として、既存の学校による小中一貫校の設置を基本とします。ただし、地域からまとまった要望があり、そして、その上で既存の学校施設も活用することにより、「1小1中、一体型または併設型」の小中一貫校ができる場合には、現在あります「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」、これは、学校規模の適正化を目的とした通学区域の変更や学校の統合・分離新設などを検討するという方針ですが、これによらない形での学校の統合、新設という形を取った上での小中一貫校の設置というものも検討することになります。その際には、予定地の確保状況も考慮に入れることになります。

これを受けて、教育委員会事務局としても、横浜型小中一貫教育及び小中一貫校に一体的に対応するような組織体制を検討していきたいと考えております。以上です。

今田委員長	所管課から説明が終わりました。ご質問等ございましたら、どうぞ。
中里委員	この見開きの部分のところの教育課程の特例についてですが、実際のこの2校は特例というのはあるのですか。
檜原教育政策推進室担当課長	<p>現在は、採用しております。霧が丘小中学校につきましては、例えば総合的な学習の時間を一部削って、音楽や美術といった、芸術教科の拡充に充てていて、それを中学校の先生が乗り入れるような形で行っております。</p> <p>西金沢小中学校につきましては、総合的な学習の時間を一部削減して、外国語活動に充てています。</p>
中里委員	その点では、やはり人が相互乗り入れするために、時間数の制限が生じてしまうので、非常勤講師の配置というのは助かると思うのですが、例えば西金沢小中学校の場合は、釜利谷西小学校に1名、西金沢中学校に1名というように、1名ずつぐらいですか。
檜原教育政策推進室担当課長	いえ、基本的には、小中一貫校として1名ということになります。
中里委員	そうですか。何時間くらいですか。
檜原教育政策推進室担当課長	それにつきましては今後の予算編成の中で、検討していくということになります。
中里委員	乗り入れ授業で、なかなか苦労しているようですので、うまくいけばいいのですけれども。難点の一つとして、小学校の45分授業と、中学校の50分授業で、校時の違いによってずれが生じます。中学校の空き時間の教師を小学校に乗り入れというのも厳しいと思いますが、その辺りはどのような工夫がされているのでしょうか。
檜原教育政策推進室担当課長	基本的には、今の状況においては、例えば1時間だけではなくて、前後の2コマ分空けるといった形の乗り入れをしています。この点につきましては、小中一貫校を設置している他の自治体の事例を調査する中で、中学校のほうを45分×7時間授業にしている事例ですとか、小学校5、6年生については、中学校と同じ50分授業にしている事例などもあります。それぞれについて、よい点と課題のある点があります。そこは両校で考えていくこととなりますが、教育委員会として事例調査をした結果なども提供しながら、一緒に支援できるような形にしていきたいと思っています。
中里委員	<p>そうですか。この資料の裏面にも、成果が書いてありますが、例えば不登校児童生徒が減ったとか、それから、欠席数が毎日ゼロが続くなど、よい点がたくさんあるようですが、課題もあるのではないかと思うので、ぜひ、教育委員会が支援してあげてほしいなと思っています。</p> <p>また、小中両方の教員免許を持っている教員が少ないので、その辺りの免許の取得体制を整えていかないと、小中一貫教育を広げていくことはなかなか難し</p>

く、限られた教員だけになってしまうのではないかと思いますので、新しい教員を採用する際に、人事的な措置が必要なのかなとも思います。

それから、恵まれた一体型の校舎を持っている、例えば秋葉小学校、秋葉中学校の場合は、一体型の校舎と敷地があるわけですが、そういうところで、もし1小1中という形で小中一貫校ができれば、また別の意味で教育的効果が上がるのではないかと思います。しかし、難点として学区の問題があります。学区の柔軟的な対応を考えながら、また、学区の調整地域の扱いなども考慮しながら、保護者が選べるような9年間がいいのか、子どもにとってつまづいた場合に他の学校に移れるような形とか、柔軟的な扱いもしながら、うまくいくようにしてほしいなと思っております。

今田委員長

ほかにありますか。どうぞ。

奥山委員

小中一貫校の印象でいうと、新しい取組というのは、非常に期待感があると感じております。ただ一方で、横浜市の実態としては、例えば2小1中とか、3小1中とか、1対1でない学校のほうが多いという中で、今、もう既に取り組んでいる横浜型小中一貫教育にどれだけ新しい小中一貫校の取組がモデルとしてうまくいろんな情報提供ができるかということも非常に大事になってくるのではないかと感じております。

課題のところにも、ほかの小中一貫教育推進ブロックへの情報の発信が不十分であるというようなことが書かれておりますが、建物は一体的ではないけれども、小中一貫教育でやるメリットとして、こういうことができるんだということやぜひ発信して行って、市内のブロック校に、そういう知見が生かされるようにしていただけるといいかなと思います。

そういう意味で、少し中長期的にそのあたりの実際、モデル校を4方面につくるとということと、それから、そういうプロセス、計画みたいなものも全体として、計画みたいなものが目に見えてくるといいのかなというふうに思いました。

よろしくお願いします。

今田委員長

先生、何かあるでしょうか。

漆間教育次長

まさしくその点については、横浜市全体にこの良さを広げていくということは必要だと私たちも考えております。そのためには情報の発信をしていくということが必要であると思っておりますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今田委員長

全ブロックで合同の授業研究会というものを年に1回行うという話がありますね。その中で今、奥山委員が言われたような情報発信みたいなものをしっかりと行う予定でいるのでしょうか。

漆間教育次長

はい、もちろんそのような発表の場、研究会の場でモデル校における実践を紹介したり、それぞれの授業取組の違いなども出しながら、よい点を説いていくということはしていきたいと考えております。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

基本方針に賛成をいたします。これを読んでいまして、既に国の中央教育審議

会が仮称ですけれども、「小中一貫教育制度」をつくるということに対して、それに先駆けて取り組んでいるというのは、横浜市らしいとは思いますが、横浜型と言った場合の型、横浜ならではのというのはどこなのかというのは、これを見る限りでは分からないのですね。比較しないと分からないのかもしれないのですが、その点を強調したほうが、市民や保護者の方々の理解がもう少し深まるのではないかと思います。つまり、どこでも小中連結させればできるようなものではなくて、横浜でしかできない何かを先駆的に取り組んでいるというところ、既に私たちは取り組んできている所為のことだと思っているんですけれども、その点がこの資料を見たときに浮かび上がってこないんですね。少なくとも横浜型というのは、一体何なのか。資料の左上の1にも書いてはありますが、これは、別に横浜でしかできないことではないように読めてしまいますので、きっと横浜が先駆けただけでなく、横浜でしかという意味なのではないでしょうか、その辺りをもう少し強調されるとよいのではないかと思います。

檜原教育政策  
推進室担当課  
長

すみません。まず、横浜型小中一貫教育についてでございますが、まず、横浜型小中一貫教育の最大のポイントはすべての小中学校で行っているということと、すべて小中一貫校という形ではなくて、基本的には、ブロックも使いながら行っているということです。そして、9年間のカリキュラムというものを横浜版学習指導要領に基づいてつくっているというところが、基本的には横浜型というところになると思っております。

小中一貫校につきましては、先ほど先生からもご指摘がありましたように、どこが横浜らしいのかということころは、確かに少し見えにくいところもあるのかなというのはあります。この点については実は、我々も今回の中間まとめをつくるに当たりまして、いろいろな自治体で話を聞かせていただいたり、調査をいたしました。例えば、組織の持ち方一つをとっても、カリキュラムの取り方にとっても、施設の取り方にとっても、実は一つとして同じような形がないということでした。ですので、実はまさにここに書いていることがこれから横浜型、横浜での小中一貫校ということになるのかなと考えております。

今田委員長

私から一つだけよろしいですか。私の記憶の中で間違っていたら指摘してください。横浜型小中一貫教育を始めるときに、物理的には一般的に小中一貫と言う一つの建物で行うということになるのでしょうか、一つの建物につくるのはなかなか難しい部分もあると思います。今日の問題としてはそういうものがあるかも分かりませんが、何れにしても、既存の建物の距離が少し離れていても、そこで一緒に連携することによって、それが横浜型小中一貫教育という格好で、ある種の先進的という意味を持ったというふうに理解したのですが、漆間先生、どうですか。

漆間教育次長

今、委員長がおっしゃったとおりで、まさしくその点で、先進的に取り組んだということが、横浜型という意味の一つであると思います。やはり一体型の校舎でやっていくということになりますと、非常に難しく、時間がかかります。離れている学校を一つのブロックとして、その中でカリキュラムを一貫して考えることが、非常に効果があるということは分かりましたので、そのためにどのような方策が取れるかということ、施設一体型は取れなくても、小中一貫教育が実行できる仕組みを、横浜でやろうということで始めたもので、当時としてはやはり先進的な取組でして、非常に多くの自治体から、見学にいらしたという状況がありました。そういった意味では、今、委員長がおっしゃったとおり、先進

的なものであったということは言えると思います。

今田委員長

あと、小中一貫校の形態で、1小1中を基本とありますが、この基本というのはフレキシブルに考えていいのですか。事業を進めていく時点で、西金沢小中学校は、いろいろな歴史的経緯もあって、1小1中に行っているのでしょうか、この基本方針は中間まとめだから、今後進めていく上において、いろんなニーズみたいなものを踏まえて、少し弾力的に考えるということがあっていいのかなと思います。やはり過大規模校になってしまうのでは困るだろうと思いますし、その辺りについては教育長、何かありますか。

山田教育長

9年間一貫して教育を行うということは、やり方はいろいろあると思いますが、それを実行するという点について、ものすごく教育上の効果があるということは、横浜市だけではなく、他の都市でも実証的に証明されています。一方で、そういったことに向かない子どももいますから、それは選択する方法があればいいと思います。

ここで、1小1中を基本とすると書いてありますが、基本的には制度として推移するときにはやりやすいだろうなと思っています。場所によって、例えば2小1中とか、あるいは、もう少し多いのかもしれませんが、周辺の学校とか、あるいは地元とか、そのような要素が1小1中に近いような水準、成熟度といったものがあれば、数的に1小1中である必要はないと思いますし、それに近いような効果が、成熟度ができていけばいいのかなと思っています。ですから、横浜型という形でもって進めています、やはり施設的にも物理的にもそういったものが一緒であれば、より効果は上がりますから、そういった意味では考慮していけばよいと思っています。ただ、物理的には、一緒になれないけれども、例えば先ほどお話に出た教育課程の問題ですとか、あるいは人事上の対応でもって、実際上、一体的に小中一貫が実現できるような学校ももちろんあると思っていますので、その辺りのことは、地域、学校ごとに判断していけばいいかなと思っています。繰り返しになりますが、もちろん物理的にも一緒のほうがよいとは思いますが、横浜というような大きな都市の中では、場所的に実現が難しい地域もありますので、実質的にそれが確保できるような検討がなされていけばいいのかなと思います。

今田委員長

もう一つだけいいですか。国の動向のところ、本年度中に小中一貫教育制度が創設されることになるとありますが、聞き漏らしたかもしれないのですが、今の時点では、この記載の程度ですか。もう少し何かイメージが出ているんですか。

檜原教育政策  
推進室担当課  
長

基本的にはここに書いてある程度ということになります。国家戦略会議で、文部科学大臣から説明した資料の中に、そのようなことが書いてありましたので、このように書かせていただきました。具体的にいつの段階で、どういう条件のもとになされるかというのは、今、中央教育審議会の部会でも議論をしている途中ということまでは聞いております。

今田委員長

ほかに何かございますか。どうぞ。

間野委員

9年間のカリキュラム編成が、横浜型の小中一貫教育の特色だというのは分かりました。それがあれば、どの中学校を選んでも一貫教育を受けられるという、

それが横浜の特色だと思うのですが、それを物理的に学校というふうの小中一貫校としてくくるという、これが1校、1小1中だと言うのであれば、一般的に私立の学校も含めてよくあることだと思います。そのような1小1中であれば、私立学校にもう少し何か学ぶヒントがあるかもしれないと思いました。自治体調査は十分されているのですが、公教育の中では、複数校同士の小中一貫校というのは、これは私立学校ではできない特色で、非常に難しいと思います。概念だけは言えるんですけども、実際にそれをどのように実現していくのかという点ではやはりチャレンジしていくことになると思います。横浜らしさという意味で、次のステップだと思うのですが、その辺りについて、ここでは基本的には1小1中と書かれてますけれども、おそらく次に検討課題として出てくるのではないかなということを感じました。

檜原教育政策  
推進室担当課  
長

この点につきましては、委員長からのご質問等に対する回答と重なりますが、現在でも例えば2小1中の形態で小中一貫校と称して行っているところもございます。例えば京都では、御所南、高倉小学校と御池中学校、ここは小中一貫教育校ということで称して行っておりますが、ここについては、両校の小学校6年生が中学校の校舎で勉強している。つまり5-4という形で行っているのですが、少なくとも複数小と1中の場合には、1小1中の場合に比べて、さらなる工夫が必要であり、よい部分がありつつも、例えば一つの小学校の校舎から6年生がいなくなることに對するメリット、デメリットということも考えなければならないということがあります。そのようなことも考慮すると、今この時点で、次のステップとして横浜が進む方向性としてはまずは1小1中型の小中一貫校というものを拡充していくということです。その先に新たな小中一貫校の取組をさらに発展させる形で、そしてまた、ブロックのほうも発展させるような形で、複数小と1中というの、将来的には考えられますが、当初としては小中一貫校は1小1中の形がいいだろうということで、今回提案させていただきました。

今田委員長

よろしいですか。どうぞ。

中里委員

2小1中のケースで、2小が小規模同士の場合だと、統合の可能性が高く、いずれは統合という話になると思います。例えば左近山地域などの場合、子どもの絶対数が少ないわけですから、そのような場合は統合を見据えて、小中一貫を頭の中に入れた統合の整備を第2ステップとしてお願いします。

今田委員長

よろしいでしょうか。もう一つだけ確認ですが、横浜市教育振興基本計画の中で、小中一貫校の設置拡充を検討とありますが、計画だとそこまでとなっています。これを踏まえた上で、今回は東部方面、西部方面という格好で、全市的なバランスを据えていきますよということが、今回の中間まとめの一番大きなポイントという理解でいいですか。

檜原教育政策  
推進室担当課  
長

はい、結構でございます。

今田委員長

他にご意見がないようでしたら、中間まとめということですから、次のまとめまでにこれまでの課題の解消に向けた議論を深めていただいて、そのことがより小中一貫校がより実り多いものに工夫をしていただきたいと思います。

それでは、教委第36号議案について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。ご苦労さまです。  
次に教委第37号議案、「平成25年度横浜市立高等学校入学者の定員について」、所管課から説明をお願いします。

高橋指導部担当部長

指導部担当部長の高橋でございます。

高橋高校教育課長

高等教育課長の高橋でございます。

高橋指導部担当部長

それでは、教委第37号議案につきましてご説明を申し上げます。この議案でございますが、毎年決定をいただいている内容でございます。来年度、平成25年度の横浜市立高等学校の入学定員について決定していただく趣旨でございます。平成25年度の市立高等学校での入学者の選抜につきましては、既に5月8日の教育委員会で平成25年度の入学者の募集選抜要綱というものを決定していただいておりますので、既にどの学校で、どういう募集区分で生徒を採っていくかということについては、決まっているところでございます。

本日、決定していただきますのは、この5月に決定をした学校と区分ごとに具体的に何人の生徒を入学させるかという、その人数の部分の決定ということになります。よろしく願い申しあげます。それでは、高校教育課長からご説明いたします。

高橋高校教育課長

それでは、よろしく願いいたします。教委第37号議案、表紙のとおりでございます。1枚おめくりいただきまして、提案理由は横浜市立高等学校の平成25年度の入学者の定員を次のとおり決定したいということでございます。

まず説明を申し上げる上で、5ページ、最後のページでございますが、参考としております変更点の一覧がございますので、その参考に沿って平成24年度からの変更点を3点ご説明申し上げます。

まず第1点目は、募集区分の変更でございます。今、部長から申し上げたように、5月8日の要綱で決定していただいた内容でございます。具体的には、平成24年度の欄を見ていただきますと、全日制の課程の金沢高校のところ、普通科と普通科文理特進として、5クラスと2クラスに分けて募集しておりましたが、平成25年度は右の欄をご覧くださいますと、普通科として一括して8クラス募集することとしております。

また、単位制による全日制の課程の、平成24年度のところでございますが、そこに南高校普通科が入っておりましたが、平成25年度につきましては、一番上の全日制の課程、これはいわゆる学年制でございます。その枠組みとして募集することとしております。それが1点目の変更点です。

2点目は学級数の変更でございます。まず、平成24年度の単位制による全日制の課程の戸塚高校の欄でございますが、平成24年度は9クラス募集しておりました。しかしながら、これは臨時的に前年度から2クラス増をしたのですが、平成25年度は施設の面から非常に困難でございますので、1クラス減としまして、右



側戸塚高校普通科は8クラスといたします。その分でございますが、一番上の全日制の課程、平成24年度金沢高校は、全体として7クラス募集でございましたが、金沢高校が3学年ともに学年制となり、単位制の際の選択科目等が整理されたことから、8クラス展開が可能となったということもあり、また、芸術などの2クラス同時展開の科目は偶数クラスも展開しやすいということなどから、平成25年度は8クラス募集といたします。

3点目の変更点は、転編入特例定員の変更でございます。この転編入特例定員と申しますのは、県外からの転居などに柔軟に対応できるよう、初めから一定人数を確保しておくものでございます。従来は多くの学校で、3名ほどの定員が設定されておりました。しかしながら、平成25年度の募集定員が9月10日の公私立設置者会議におきまして、平成24年度まで公立6割としておりました定員の方式から約4万2000人程度を公立で目標とするという実数の目標設定となりまして、公立高校全体で1150名の増が必要となりました。

その増加分を県立高校のクラス増とともに、各校で、転編入特例定員を減じることによって、全体として募集定員を増加することといたします。横浜市立高校におきましては、全体として9名の定員増となります。

変更点をご覧くださいますと、一番上から、平成24年度桜丘高校3名が平成25年度2名、金沢高校は別々に設定しておりましたので、全体として5名の転編入特例定員が設定されておりましたが、それが2名。それから、単位制のところ南高校が下の欄にありますが、平成24年度3名が2名となっております。また、単位制による普通科の東高校も3名から2名、戸塚高校も3名から2名でございます。

また、サイエンスフロンティア高校理数科も3名から2名、総合学科、みなと総合高校も3名から2名とこの学校で1名ずつ減じ、全体として、9名の増となっております。

この変更点3点に基づきまして、3ページにお戻りいただきまして、3ページ、4ページの各校の入学定員及び募集定員をご提案申し上げるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課は説明を終わりました。ご質問がありましたらどうぞ。いろいろ聞かれているかも分からないですが一つだけよろしいですか。特例というのは、これは実際問題としてどの程度のものなのですか。

高橋高校教育課長

市立高校は過去3年間統計を取りますと、従来3名ずつ設定しておりますが、ほとんどの学校で1名もしくは2名というところで推移しております。

今田委員長

よろしいですか。それでは、特にご質問がなければ、教委第37号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。次に教委第38号議案、「横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。

伊奈施設部長	<p>施設部長の伊奈でございます。お世話になっております。本件、教議第38号議案でございますが、住民の要望による通学区域を変更するため、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する必要があるとございますので、提案をするものでございます。詳細につきましては、学校計画課課長からご説明させていただきます。</p>
上田学校計画課長	<p>学校計画課長の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料の5ページをご覧くださいと思います。カラーコピーで地図が掲載されているものです。</p> <p>まず一番上の絵地図をご覧くださいと思いますが、黄色い星の部分が今回、学区の見直しを行う場所で、相鉄線の二俣川駅から比較的近いところになります。地番としましては、ご覧のとおり、旭区本宿町の87番地の8他になっております。次に真ん中の拡大図をご覧くださいと思います。ちょうど真ん中に斜線が入っている部分が今回学区の見直しの対象地域となります。右側の緑色の部分が旭区の本宿町、左側のピンク色のところが旭区の本村町となっております。この斜線の部分につきましては、川向こうの飛地のような形になっているような状況です。この対象地域につきましては、非常に狭いエリアで、戸建てが4軒、アパートが3室あるのみです。ここに住んでいる住民から今年の10月に旭区長あてに住所変更の嘆願書が提出されましたが、この住所変更は認められませんでした。今回その要望に基づきまして、学区の見直しをお諮りするものです。赤い線が小学校の学区線、青い点線が中学校の学区線になりますが、この対象地域につきましては、指定校がご覧のとおり、本宿小学校と、本宿中学校になっていきます。</p> <p>また、ピンク色の地域につきましては、指定校が二俣川小学校と万騎が原中学校になっております。今回学区を見直しますと、一番下の図のとおりになりますが、これに伴いまして、指定校が二俣川小学校と万騎が原中学校になります。</p> <p>それでは4ページのところをご覧くださいと思います。今回見直しをさせていただくとした場合、規則の施行日について記載をさせていただいております。平成24年11月19日ということと考えております。これはこの対象地域に小学校6年生の子どもがおりまして、来年4月に中学校入学になりますけれども、年明けに就学通知を出す際、今回の学区変更を反映できればということで、この11月19日ということを考えております。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。よろしくよろしくお願いいたします。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しました。ご質問ございましたらどうぞ。</p> <p>よろしいですか。では、ご意見等がなければ、教委第38号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;了 承&gt;</p>
今田委員長	<p>それでは、原案のとおり承認します。本日の審議案件は以上です。</p> <p>その他委員の皆さんから何かございますか。</p> <p>特にご発言等がなければ、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。</p>

[閉会時刻：午前11時08分]